

单位互换制度

単位互換制度

1. 単位互換制度とは

単位互換制度は、大学および短期大学が相互に単位互換協定を締結し、これらの大学に所属する学生が他大学の講義を受講し取得した単位をその学生が所属する大学の単位として認定できる制度です。

下記の要領で出願希望者を募集します。詳細については募集ガイダンスで説明しますので、希望者は必ず出席してください。

2. 募集スケジュール

〔募集ガイダンス〕

在学生ガイダンス期間に実施予定（春学期のみ）

※詳細な日程については、電子掲示板POSTでお知らせします。

〔出願時期〕

4月初旬

※大学コンソーシアム京都の単位互換制度では、定員に空きがある科目の場合は、9月に追加募集が行われます。

3. 出願資格

次の条件を全て満たしている人。

- ・全学部2年次以上で通算または直近のGPAが1.0以上の人。
- ・修学意志が強く、受講許可になった場合、最後まで出席することが可能な人。

4. 登録の概要

出 願	年間4単位まで出願可能。 学部で定めている本学科目の履修登録上限単位数には含まれません。
単位認定	合格した科目は他大学で実際に履修した科目の開講期間にかかわらず、すべて通年科目として当該年度末に認定されます。したがって、1年間在籍しない場合、単位認定されませんので注意してください。 認定された単位は共通教育科目として、在学期間を通じて最大12単位まで卒業に必要な単位数に算入し、科目名はすべて「単位互換科目」の科目名で認定を意味する「N」を本学の学業成績表および成績証明書に表記します。 編・転入学の方は、受講は可能ですが、学部の卒業に必要な要件単位数には含まれません。

5. 登録上の注意事項

次のような場合、登録はできません。

①重複登録（本学で履修登録した科目と同一曜日時間帯に登録）

例：本学 月曜 第1時限（9：00～10：30）と ○○大学 月曜 1時限（9：30～11：00）

※他大学の集中形式の科目が、本学の科目と1日でも重複する場合も含む。

②移動時間から受講が困難であると考えられる時間帯での登録

例：本学 月曜 第1時限（9：00～10：30）と △△大学 月曜 2時限（10：30～12：00）

※重複登録した場合、本学履修科目を削除し、単位互換科目の履修が優先されます。

※秋学期の履修登録時に、やむを得ない事情で本学履修科目と単位互換科目の授業が重複する場合は、履修登録期間内に教学センターまで相談に来てください。

③前年度以前に修得済の単位互換科目を再度受講

④本学の提供科目を単位互換科目としての受講